婦人関係資料シリーズ
国 際 資 料 No.54

国連婦人の地位委員会第十三回会議報告書

57

人
3

労働省婦人少年局

はしがき

この報告書は、1959年3月9日から24日まで、ニューヨークの国連本部で開催された婦人の地位委員会第13回会議の討議と成果を知るために同委員会が経済社会理事会に提出した報告書（E/3228 E/CN 6/350）を全訳したものである。

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の人権を国際的な問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的な規模で行い、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓蒙活動を促進することを目的としている。

1945年、サンフランシスコにおいて、国際連合の中に、婦人の地位を取扱う機関を設ける旨の提案が承認され、1946年に経済社会理事会において、15カ国の委員を以て構成（任期3年、毎年5ヶ国改選）することに決定、1951年に更に3カ国を追加して、1946年以来現在までに小委員会を含めて13回の会議を行つた。

わが国としては、1949年1月、同委員会より、質問書「婦人の法律上の地位及びその実際的な適用」が送られて来たのに対し、労働省婦人少年局で答申書を作成して提出したほか、1950年の第4回会議以来、非公式オブザーバーとして、数人の婦人が出席したのをはじめとして、特に1952年第6回、1953年第7回、1955年第9回、1957年第11回会議には、労働省婦人少年局長が正式オブザーバーとして出席し、多大の関心を払つて来た。そして1956年末の日本の国連加盟を機として、翌年5月の初め行われた委員国の改選によつて委員国としてえらばれ、谷野婦人少年局長が日本を代表して1958年から3年間委員をつとめることになつた。第13回会議は、日本が委員国として参加して2年目のもので、谷野委員は第2副議長に選出された。

なお、同委員会勧告によつて、国連総会で採択された「婦人の参政権に関する条約」には、1955年4月に署名、6月に批准して第40番目の加盟国となつている。

婦人の地位の問題が、国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決されているかを知る上にこの資料が参考になれば幸である。

1959年7月

労働省婦人少年局

目次

はしがき

婦人の地位委員会第13回会議報告書

第1章 会議の構成 …… 1

会議の開会と期間 …… 1

出席者 …… 1

中国代表権 …… 4

役員選挙 …… 5

委員会 …… 5

会議、決議および文書 …… 5

議事日程 …… 5

第2章 婦人の政治的権利 …… 7

決議1.（XIII） …… 10

決議2.（XIII） …… 11

第3章 私法上の婦人の地位 …… 12

決議3.（XIII） …… 14

第4章 結婚婦人の国籍 …… 15

決議4.（XIII） …… 17

第5章 婦人に適用される税法 …… 17

第6章 同一労働同一賃金 …… 19

決議5.（XIII） …… 21

第7章 婦人の教育の機会 …… 21

決議6.（XIII） …… 24

第8章 婦人の経済的機会 …… 25

婦人の職業的進出状況 …… 25

決議7.（XIII） …… 28

退職年令および年金受給権 …… 29

決議8.（XIII） …… 31

第9章 助言サーヴィス計画 …… 32

第10章　国連および専門機関事業に対する婦人の参加……33
第11章　少数者の差別防止および保護に関する小委員会第11回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告……34
第12章　全アメリカ婦人委員会の報告……34
第13章　通　　信……35
第14章　次期会議の場所……35
決議9.(XIII)……36
第15章　事業計画と優先審議項目の設定および文書の統制と制限……36
第16章　報告書の採択……39
第17章　経済社会理事会の採択を求める決議案……39
附　録
I　婦人の地位委員会第13回会議のために作成した文書の一覧表……42
II　婦人の地位委員会が第13回会議においてとりあげた決定についての財政関係の説明……43
注

婦人の地位委員会第13回会議報告書

第1章　会議の構成

会議の開会と期間

1. 婦人の地位委員会第13回会議はニューヨークの国連本部において開催された。会議は1959年3月9日に開会され、3月27日に終了した。

出席者

2. 会議出席者は次の通りである。

アルゼンチン	ブランカ・スタビル夫人
カナダ	ハリー・S・クオート夫人
	マリオン・ロイス女史（代理）
	D・C・アーノルド氏（顧問）
中国	チユ・シエング・イエ・チエング夫人（代理）
	チユン・フ氏（顧問）
キューバ	ウルダリカ・マーナス女史
	シルヴイア・シエルトン女史（代理）
チェコスロバキア	ヘレナ・レフレロヴア夫人
	デユサン・スパシル氏（代理）
	ツデンカ・ホルナコヴア女史（顧問）
ドミニカ	ミナーヴア・ベルナーディノ女史
	マリア・テレサ・エスピノラ女史（代理）
フランス	マリー・エレヌ・ルフオシユ夫人
	J・M・ブーギン氏（代理）
ギリシヤ	アレクサンドラ・マンツリヌ夫人（代理）
イスラエル	タマー・シヨハム・シヤロン夫人
	ハヴア・ハレリ女史（代理）
日本	谷野せつ夫人
	伊藤政雄氏（代理）
メキシコ	マリア・ラヴアル・ウルビナ女史

オランダ	ジャンテイン、ヘフテイング女史（代理）
パキスタン	シヤーリン・アジツ・アーメツド夫人
	ベイシル・W・ヴオルク氏（顧問）
ポーランド	ゾフイア・デンビンスカ夫人
	アントニ・ツアルコウスキー氏（代理）
スウエーデン	アグダ・ロツセル夫人
	マーク・ギロン氏（代理）
	フオルク・パーソン氏（顧問）
ソ連	エカテリナ・コルシヨウノウア夫人
	アイリン・ゴロデツカヤ女史（代理）
	B・P・ピサレウ氏（顧問）
英国	ルース・トムリンソン女史
	P・W・J・バクストン氏（代理）
	A・C・ドツヂデイル氏（代理）
アメリカ	ロレナ・ハーン夫人
	アリス・A・モリソン夫人（顧問）
	チヤンセリー・G・パーカー氏（顧問）

オブザーヴアー

コロンビア：クララ・ニエト・デ・ポンス・デ・レオン夫人

ペルー：ロザリオ・オルテイワ・デ・ゼヴアロス女史

フイリピン：エツタ・C・エンリケ夫人

ルーマニア：フロリカ・マゲル夫人

専門機関

国際労働機関	R・A・メタル博士
	P・ブラモント氏（顧問）
	ミルザ・カーン氏（顧問）

国際連合教育科学文化機関：A・K・ゲガロヴア夫人

世界保健機関：ロドルフ・L・エイグニー博士

シルヴイア・ミーガー夫人

政府間機関 1

全アメリカ婦人委員会：グラシラ・クアン夫人

エスター・N・デ・カルヴオ夫人

非政府団体

A 群

国際自由労連：W・ケムスレイ氏、ジヤネツト・シイゲル女史、ベツシイ・ヒルマン夫人、マーゴツト・トンプソン女史、カロリン・デヴイス夫人、リリアン・ハツチヤー夫人、メアリー・ハンスコン夫人、アンジエラ・バンベイス夫人、ポーリン・ニユーマン女史

国際キリスト教労組連合：G・トーマン氏

世界労連：エリナ・カーン女史

世界国連協会連合：オリヴア・ウイーラシング夫人、ヒルデガルド・ウオルエゲノルフ夫人

B 群

全インド婦人協議会：ミタン・J・ラム夫人

全パキスタン婦人協会：ベガム・ラニ・ミルザ・カーン夫人

世界農村婦人協会：ロバート・L・クレイグ夫人、イアン・マクドナルド夫人、ジョージ・F・ロバーツ夫人

カトリツク国際社会事業連合会：カルメン・ギロウ夫人

国際問題教会委員会：ハナ・キーブ夫人、エスター・W・ハイマー夫人、A・ドミニク・ミシエル氏

ユダヤ人団体諮問協議会：ヘレン・B・カダン夫人

世界友好協議委員会：エリザベス・ジヤクソン夫人、ルイス・ケロツグ・ジエサツプ夫人、アリス・アトウエイター夫人

国際婦人同盟：エズリン・デラニヤガラ夫人、フリーダ・S・ミラー女史、ウイリアム・B・ドイル夫人

国際カトリツク児童局：マーガレツト・M・ベダード女史

国際カトリツク慈善団体協議会：ルイス・C・ロンガルン博士

国際婦人協議会：メアリー・クレイグ・シユーラー夫人・フランシス・M・フリーマン夫人

国際有職婦人連盟：マーガレツト・F・ヒンドマン女史、エスター・W・ハイマー夫人、サリマ・アーメツド夫人、アイリン・ヘイグ夫人、グレイス・B・ダニエル女史、

国際大学婦人連盟：エルミナ・R・ルツク女史、大岩はる子夫人

国際婦人法律家協会：ローズ・コーン・ヘーシマン夫人、ナデイン・レーン・ガラガー夫人、ドリス・ジョナス・フリード夫人、エズリン・デラニヤガラ夫人、ミタン・J・ラム夫人、アンギー・ブルツクス女史

国際人権連盟：ヒルデガルド・ウェルエゲノルフ夫人、クローデイア・ラベンスタイン夫人

国際民族国民友愛連合運動：コリーH・M・ヴアン・デア・ポエル女史

国際婦人団体連絡委員会：アンナ・ラーゲマン女史

汎太平洋東南アジア婦人協会：ヘレン・フアウラー夫人、ソウ・ペツク・レング夫人

婦人国際平和自由連盟：アデレイドN・ベイカー夫人、ブレンダ・ベイリー夫人

世界教職員団体連合会：ポール・ウエルテイ氏、ミラー氏

世界カトリツク女子青年連合会：フランクJ・バーベリツク夫人

世界ユダヤ人会議：ゲルハルト・ジヤコビイ氏

世界母親運動：サロメヤ・ナーケリユネート女史

ユダヤ教革進世界連盟：エリナ・S・ポルスタイン夫人

世界カトリツク婦人団体連盟：メアリー・スピルマン夫人、キヤサリン・シエーフアー女史、アルバ・ジザミア女史、マリー・アンドレ聖心尼

世界YWCA：アリス・アーノルド女史、ロナルド・スタンデン夫人、マーガレツト・フオルシス女史、エリザベス・パルマー夫人

青年キリスト教労働者：カロリン・ペツロ女史

登録団体

聖ジョン国際社会政治連盟：F・マギリカデイ女史、マグダ・デ・スプール夫人、マリー・アンドレ聖心尼

世界ガールガイド・ガールスカウト協会：エドワード・F・ジョンソン夫人、チヤールス・H・リツダー夫人、エロイズ・セントツ女史

世界精神衛生連合会：ヘレン・S・アツシヤー夫人

3. 人権部長のジョン・P・ハンフリー氏および婦人の地位課長ソフイ・グリンバーグ・ヴイナヴア夫人が事務総長代理として出席し、タマー・オツペンハイマー夫人が委員会書記をつとめた。

中国代表権

4. 第285次会議において、ソヴイエト連邦の代表は、中華人民共和国が中国を代表すべきであるのに、その権利のないものが不法に代表になつているといつて、異議を申立て、チエコスロヴアキア代表がこれを支持した。

5. 中国代表は、自分が中国の唯一の合法的政府を代表しているのであり、この問題についての討議はこの委員会の権限外であることを指摘し、アルゼンチンとアメリカ合衆国の代表がこれを支持した。こゝに表明された意見を会議記録にのせることに意見が一致した。

役員選挙

6. 委員会は3月9日、第285次会議において次のとおり役員を全会一致で選挙した。

議　　長：ウルダリカ・マナス女史（キユーバ）

第1副議長：ゾフイア・デンビンスカ夫人（ポーランド）

第2副議長：谷野せつ夫人（日本）

記録報告係：タマー・ショハム・シヤロン夫人（イスラエル）

委員会

7. 議事促進のため、委員会はその第286次会議において次の通り2つの分科委員会を設置した。

決議に関する分科委員会：この委員会は、カナダ・フランス（議長）、メキシコ、ソ連およびアメリカ合衆国の代表で構成された。

通信に関する分科委員会：この委員会は、アルゼンチン、ギリシヤ、オランダ、パキスタンおよびイギリス（議長）の代表で構成された。

会議、決議および文書

8. 委員会は、26回の本会議を開催した。この会議でのべられた意見は第285次から第310次にわたる、会議の記録に要録してある。

9. 委員会の決議と決定は、関係議題の項に含まれている。経済社会理事会に審議せしめるための決議草案は、本報告書第17章に一括別記してある。

10. 第13回会議に提出された文書は、本報告書の附録Iに一表にして記載してある。

11. 第13回会議中において、婦人の地位委員会は追加予算の裏付けを必要とする提案に関連して、事務総長の財政関係の説明を聴いた。婦人の地位委員会で採択した提案に関係ある説明の概略は本報告書附録IIに記してある。

議事日程

12. 委員会は第285次会議において議事日程を議題とし、事務総長が議長と協議して作成した仮議題（E/CN 6/337 およびAdd.1）を審議した。

13. ドミニカ共和国代表は"国連および専門機関事業に対する婦人の参加"という項目を第11

項として追加することを提案した。委員会は満場一致でこれを受諾した。

１４. 議長が仮議題の４から９までの順序を変えて８、９、７、５、４、６の順にし、政治的、法律的な問題と経済的な問題をそれぞれまとめるようにしたいという提案をも満場一致で受理した。

１５. １９５９年３月９日、第２８５次会議において、委員会は議事日程を修正通り満場一致可決した。

１６. 議事日程は最終的には次のようになつた。（E/CN.6/337/Rev.1）

1. 役員選挙
2. 議事日程の採択
3. 婦人の政治的権利
 (a) 婦人の政治的権利に関する年次覚書
 (b) 信託統治地域における婦人の地位に関する報告
 (c) 非自治領における婦人の地位に関する報告
4. 私法上の婦人の地位
 (a) 家族法における婦人の地位に関する補足報告
 (b) 財産権における婦人の地位に関する補足報告
5. 結婚婦人の国籍
 （結婚婦人の国籍に関係ある法規の最近の改変と結婚婦人の国籍に関する条約の署名・批准についての報告）
6. 婦人に適用される税法
 （婦人に適用される税法についての報告）
7. 同一労働同一賃金
 （同一労働同一賃金に関するパンフレツト修正案）
8. 婦人の教育の機会
 (a) 婦人に特に関係ある１９５７～８年のユネスコ活動に関する経過報告
 (b) 婦人の教職に就く機会に関する報告
9. 婦人の経済的機会
 (a) 建築家、エンジニアおよび法律家の職業における婦人の進出状況報告
 (b) 退職年令および年金受給権についての覚書
10. 助言サーヴイス計画
 （助言サーヴイス計画についての経過報告）

11. 国連および専門機関の事業に対する婦人の参加
12. 少数者の差別防止と保護に関する小委員会第１１回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告
13. 全アメリカ婦人委員会の報告
14. 婦人の地位に関する通信
 (a) 婦人の地位に関する通信の非秘密表
 (b) 人権委員会の通信に関する委員会の報告書を回付する覚書
15および16　事業計画検討および優先審議項目の設定：文書作成の統制と制限
 (a) 事業計画、優先審議項目設定および文書作成の統制と制限に関する覚書
 (b) 人権と婦人の地位に関する問題についての国連の事業（経過と見通し）
17. 経済社会理事会に対する報告書の採択

第２章　婦人の政治的権利

１７. 委員会は議事日程第３項について、第２８６次から第２９０次会議において審議した。その際、婦人の政治的権利に関する諸国憲法、選挙法およびその他の法的措置についての事務総長の覚書（A/3889）および信託統治地域（E/CN.6/338）および非自治領における婦人の地位に関する事務総長の報告書（E/CN.6/339）および国際婦人同盟の意見（E/CN.6/NGO/71）が提出された。議長の提案により、議題第３においては、信託統治地域における婦人の地位に関する報告書中政治的権利についての部分のみを論じ同報告書（E/CN/6/338）の他の諸章は、非自治領における婦人の地位についての報告書についても同様であるが、それぞれ内容に相当する議題が出た時に論じることと決定した。

１８. この項についての一般討論において、委員会は、婦人の政治的権利の承認に向つて獲得された進歩を顧みたが、多くの国において婦人に政治的権利を確保する立法が行われたことによつて大きな成果のあつたことは、大勢の認めるところであつた。幾人かの代表達は、婦人がまだ全く参政権を持たない国が１１ケ国あることを述べた。数人の代表達は国連加盟国が婦人の参政権に関する条約（総会決議640（VII））に署名又は批准していないことに遺憾の意を表した。或代表は領土適用条項がないので、その代表の国が当事国となるのに障害となつていると述べた。

１９. 幾人かの代表が、北部カメルーンにおいて国連の保護の下に行われる来るべき国民投票に

おいては、総会第４委員会において討議中の決議（E/CN4/L 582/Rev.1）[2] によれば、婦人は投票権をもたないことになつているのに不満の意を表した。行政当局に代りイギリスの代表は国連派遣団の報告[3]を引用して、イギリスが普通選挙を実施しようとした時に直面した北部カルメーンに存在するその地方特有の困難さを説明し、この困難はこの地方の宗教と文化によつて影響された一定の政治的態度から生じたものであると述べたが、他の１人の代表から、この宗教教育の適用は限られた地域に過ぎないことが強調された。議長の提案により、各委員はそれぞれ総会の代表団に対して働きかけ、国民投票のために現在行われているいろいろのとりきめを改善するよう適当な措置を行うように促すことを決定した。

２０．政治的権利承認に向つてなされた進歩に関する討論に続いて、現段階は、これらの諸権利をいかに活用するかを研究することが重要となつていることが述べられた。婦人が公的生活に参加するという考え方は、その家庭や家族の福祉に対する責任に反するものではないことが強調された。それよりも、むしろこれは男女両方の考えを合せることを必要としている国家というより大きな家族への責任の延長であるというのである。政治的権利を活發に利用することを促進するいろいろな方法が提案された。地域社会への奉仕が、地方的段階における政治活動への手引になるものとして価値があると強調された。これは地方政治への参加が、家庭の運営の責任をも負つている婦人にとつて実際に可能性のあることであると考えられたからである。地方的段階においても又その他の段階においても政治的活動のためには市民としての責任感がその基礎に必須のものであることには意見が一致した。数人の委員達は、特に最近獲得された権利を充分活用するための助言と援助を必要としている低開発諸国において市民教育の手段としてセミナーが重要であることを述べた。１９５７年８月にバンコックで開かれた地域セミナーがこの地域の婦人達に大きな助けになつたことや、来る５月にボゴタで開かれる西半球婦人のためのセミナーについて話が出た。又、セミナーの価値というものは、そこに出され論じられた考えがその後どの様に続けて行われたかということにかゝつていることが認められ、セミナーの際に云い出された教育事業を続行する方法がいろいろと提案された。或委員は、特別の資格をもつている婦人達はその社会のより恵まれない人々の市民的責任感の育成のために有力な働きをする義務があると信じると述べた。他の１人は、実際的な方法として、ユネスコが市民教育を考慮するとよいと提案した。これに関連して、更に他の１人の委員は、市民教育というものは学校においてももつと行うことのできるもので、それによつて、若い少女達の発育時期に地域社会への奉仕ということに対する関心をおこさせれば、後に民間団体の活動に参加することによつてこれが更に発展するであろうと述べた。

２１．討論の間中、民間団体の役割の重要性については皆が一致して認めていた。民間団体の建設的創造的な事業は、婦人の政治的権利を更に広く確立するようにできていると考えられた。これらは又婦人が国会活動に参加するための有効な訓練源となつているのである。

２２．或委員達は、それぞれの国の公的、経済的又は文化的な分野で活躍している婦人達の間の個人的な接触は、大変重要なことでセミナーによつてばかりでなく、使節団や個人の訪問を互に交換することや、フェローシップによつても促進することができることに注意を喚起した。或委員は、教育、科学および文化における国際関係や交流について、経済社会理事会が決議６９５（XXVI）により要求した調査についてふれた。又或委員は、この決議は、そのような交換についてのみ言つており、婦人の政治的権利に関する経験の交換については何もふれていないことを指摘した。その委員はこれがユネスコの調査によつて行われるかどうかの疑念を表明した。ユネスコの代表はそれに答えてユネスコの調査は広範囲にわたるものではあるが、このような交換については扱わず、重複するおそれはないと説明した。

２３．婦人の参政権に関する条約は、今日までの婦人の政治的権利の分野における最も重要な画期的一段階であつたことが指摘された。第2の行動、即ちその実行についても、婦人の地位委員会の注目しつゝあるところであるが、しかし、まだ第3の方法もある。それは実行の仕事において用いられるべき資料の蒐集であつて、これは事務総長の年次覚書によつて行われている。数人の委員達は、政府の立法、司法および行政機能における婦人の参加についての統計的調査をすることはできないかと考え、その価値と実行の可能性について盛に議論が行われた。或委員は、一定の公務に対して婦人が進出の機会を有するかどうかを示せば、もし機会がない場合についてその理由をたしかめることができると思うと述べた。このような研究は大きな価値のあるものであろうと考えられた。

２４．事務総長代理は、統計的調査に関して統計委員会の事業について述べ、統計委員会の第１０回会議で、すべての国が使うことができるような国勢調査の形を承認したことを説明し、又"国勢調査の原則と勧告"[4] という文書にも言及した。

２５．或委員は、事務総長は経済社会理事会の条約条項実施のためにとられる手段に関する決議５０４E（XVI）を徹底させるため、婦人の参政権に関する条約加盟国政府に書簡を送ることを提案した。委員会は大体この提案に賛成した。

２６．議長は、スイスにおける婦人参政権に関する最近の国民投票の結果について、遺憾の意を表し、ヴォウ地区では地方選挙についてこれが獲得されたことは喜ばしいと述べた。数人の委員がこれを支持した。

27. 討議の過程において、全アメリカ婦人委員会代表の意見を聴取した。そのほか、全インド婦人協議会、国際婦人同盟、国際有職婦人連盟、国際婦人法律家協会、汎太平洋東南アジア婦人協会および世界YWCAからのオブザーバーも意見を発表した。

28. 婦人の政治的権利の分野において獲得された進歩についての事務総長の年次報告中に提供されている資料を最もよく活用するという見地から、1954年の第9回総会のために準備された年次覚書(A/2692)とその後の覚書中に含まれているこの資料を綜合すれば大いに利用価値があるであろうと提案された。

29. アメリカ合衆国代表は、ボゴタセミナーの報告書を第14回会議に提出することについての決議案(E/CN6/L.257)を提出した。そして後に、同国は、フランスとイスラエルの代表と共同で上記決議原案の内容を含む修正決議案(E/CN6/L257/Rev.1)を提出した。

30. 第288次会議において、この決議案(E/CN6/L257/Rev.1)の2つの部分(AとB)を別々に投票し、それぞれ全員一致で採択された。更に委員会は決議案を全体として、投票に付し、全会一致で採択した。その決議文は次の通りである。

決　議　1(XIII)

婦人の政治的権利

婦人の地位委員会は、

A

婦人の参政権に関する憲法、選挙法およびその他の法的措置に関して事務総長が毎年作成する覚書は、諸国政府および非政府団体にとつて有用であると信じ、

1954年の第9回総会のために作成された年次覚書(A/2692)を整理する修正を発行した後、その後出された年次覚書に、新しい進展についての情報がたくさん含まれていることに注目し、

1. 事務総長の年次覚書に対して謝意を表し、
2. A/2692とその後の覚書を含み、この資料を整理したものを、来る第14回総会の前に作成するよう提案する。

B

1959年5月ボゴタで開かれる、婦人の公的生活参加に関するセミナーが、市民の権利と責任およびこれらを有効ならしめる方法についての考察もすることに注目し、

婦人の政治的権利と責任を論じるに当つては、このセミナーの報告を考慮に入れるべきであ

ることを信じ

1. 事務総長に対し、婦人の地位委員会委員が同委員会第14会期以前に入手しうるよう、ボゴタセミナーの報告書を作成することを要求する。
2. 第14回婦人の地位委員会において人権の分野における助言サーヴイスに関する議題は政治的権利の項目の直ぐ後に続けて審議さるべきことを決定する。

31. チェコスロヴアキア代表によつて、決議案(E/CN6/L.258)が提出された。これは特に個人的接触、使節団やこの分野の専門家や資料の交換、および各自の国の政治的経済的生活において活躍している婦人達の経験の交換を援助するなどにより、婦人の平等な政治的経済的権利を促進することについて国際的協力を育成するよう、諸国政府に求め、又、国連の適当な諸機関、専門機関および非政府団体に対して、それぞれの職能の中で、上記の如き国際協力促進を援助するよう求めるものである。

32. この決議原案についての討論において、数人の委員達は、婦人の地位委員会としては、経済社会理事会に提言する代りに、内部的な決議を採択する方がよいであろうと述べた。チエコスロバキア代表は委員会全体の意見に従い、これを承認したが、婦人の国際協力の促進の問題は将来の会期において再考されるべきであるとの考えを述べた。或委員は事務総会の代理に対して、委員会が経済社会理事会を通してではなく、諸国政府に対して直接呼びかける権限があるかどうかを質問した。これに答えて、法律顧問が、委員会は経済社会理事会を通してでなければ、その勧告を諸国政府に提言することはできないと説明した。

33. 決議案は決議に関する分科委員会にかけられ、同分科委員会は決議案文(E/CN 6/L.259)を提出した。第290次会議において、婦人の地位委員会はこの決議案を投票に付した。チエコスロヴアキア代表の要求により本文に"諮問的地位にある(in consultative status)"の語を入れることにつき分けて投票を行つた。

34. "諮問的地位にある"の語は、賛成14、反対3、棄権なしで選択された。チエコスロバキアとソ連の代表は、この語を含むことに反対した理由は、この決議の範囲をせまくするからであると説明した。決議案は全体として満場一致採択された。ポーランド代表は、自分は決議案全体に賛成したが、原案の、経済社会理事会を通じて諸国政府によびかける方が、非政府団体のみを動かすよりもよいと思うと述べた。

35. 決議文は次の通りである。

決　議　2(XIII)

婦人の政治的権利

婦人の地位委員会は、

婦人の地位の絶えざる向上の必要性を認め、

１９５７年７月３１日に経済社会理事会が行つた決議６６３ Ｉ（XXIV）が、個人的な接触をすゝめ専門家間の経験の交換によつて国際的協力を進展せしめようとするものであることに鑑み、

政治的、市民的、教育的、経済的および社会的分野における婦人の解放という面の協力と経験の交換は婦人の地位の向上を促進し、又婦人相互間の理解の促進を容易にすることができるであろうと信じ、

諮問的地位にある非政府団体に対し、特に、個人的接触や、人物、専門家、そして資料等の交換を便利ならしめ、又、それぞれの国において、政治的、市民的、経済的そして社会的な生活において活躍している婦人の経験の交換を促したりして、平等な政治的、市民的、教育的、経済的および社会的な婦人の権利を促進するための国際協力を進めることを助けるように、要請する。

第３章　私法上の婦人の地位

３６．委員会は、議事日程第７項を第２８８、２８９、２９０、２９１、２９２、および２９３次会議で審議した。事務総長より家族法における婦人の地位（Ｅ／CN ６／１８５ Add．１６）および財産権における婦人の地位に関する報告書（Ｅ／CN ６／２０８／Add．４）が出され、聖ジョン国際社会政治連盟（Ｅ／CN ６／NGO／６４）、国際婦人団体連絡委員会（Ｅ／CN ６／NGO／６２）、汎太平洋東南アジア婦人協会（Ｅ／CN ６／NGO／６７）より意見が提出された。

３７．討論の過程で、委員会はこゝ数年の間に、私法上の婦人の平等な権利を法律的に確認しようとする方向に向つてかなり顕著な進歩がみられたが、尚若干の国々ではまだ満足すべき状態になつていないことを指摘した。委員会はまた婦人が望ましい法律上の変革をもたらすためには持続的な努力をすべきであると考えた。これに関連して、数人の代表達は一般の人々の教育殊にこの問題に関する出版物の配布による教育の面で非政府団体の果す役割を強調した。ある代表は私法上の婦人の地位に関するセミナーを開くように提案した。

３８．何人かの代表達は、法律が婦人の平等の権利を認めている国々においてさえ、夫が家の長であるという考えに基いた伝統と慣習が尚深く根をはつているために、婦人は法律によつて与えられた権利を実際に行使しないのであるとのべた。これらの代表達は婦人が彼女達の権利の範囲をもつとよく理解すれば、その権利を充分に行使するようになるであろうという希望を述べた。

３９．ある代表は、事務総長の用意した記録に対し深く感謝し、これらの記録が毎年続けて出されることを希望すると述べた。この資料は以前の資料を最近のものに改めたものであるから、これらの記録は、私法上の男女平等のために働いている婦人にとつて最も有用なものであると述べた。

４０．一般討論の過程で、委員会は全アメリカ婦人委員会と全インド婦人会議の代表および、国際問題教会委員会、国際婦人協議会、国際婦人法律家協会、世界カトリック婦人団体連合ならびに聖ジョン国際社会政治同盟のオブザーバーから意見を聴取した。

４１．討論は主として結婚年令、結婚の自由意志に基く承諾、結婚の登録に関する経済社会理事会決議６８０Ｂ（XXVI）に集中された。

４２．数人の代表達は、第１２回婦人の地位委員会が採択した決議２（XII）[5]に含まれている決議案ＢＩを、経済社会理事会がその決議６８０Ｂ（XXVI）によつて変更したことに対して失望する旨を述べた。即ち経済社会理事会の決議の第５節では、事務総長に対し、第１４回婦人の地位委員会に提出するよう婦人の地位委員会が要求した「条約案」でなく、「勧告」を用意することを希望するとのべたのである。委員会のこれらの代表達は、条約のような国際的文書の採択のみが純粋に時宜に合つた世論を作り、世界人権宣言にうたわれている原則に適つた法律を作るよう諸国政府を刺戟する事が出来るのであると述べた。この問題に関する単なる勧告の採択だけではそれ程の結果をもたらさないであろう。何故ならば今までの経験では勧告だけでは原則として政府は積極的な措置をとらないものであるから。更に又、こうした問題に関する勧告は、国連総会からも（決議８４３（IX））また経済社会理事会からも（決議６５２Ｃ）加盟各国政府に対してすでになされている。これらの代表達は、委員会が経済社会理事会に対して、決議６８０Ｂを次の会期に審議するよう要請すべきであると述べた。

４３．他の代表達は、この問題に関して委員会が充分な資料を得るまでは、条約案を作成することを事務総長に対して要請するのは未だ時期尚早であろうと述べた。殊に事務総長が提出した質問書（Ｅ／CN．６／３３５）に対する加盟各国の回答について言及して、それが１９５９年８月までには、国連事務局に届かないであろうことを述べた。これらの代表達は、委員会が第１４回会議にその情報を研究すべきであり、それに基いて将来の条約がどの様な形をとるべきかを決めねばならないと述べた。

４４．数人の代表は次期会議に委員会に提出される追加資料の価値を認めながら、これらの問題

に関する指導的原則を示した条約案を委員会が討議する段階になれば、その資料は極めて有用なものとなるであろうと述べた。これ等代表達の意見によれば、そのような原則は出来るだけ早く国際的文書にすべきであるとのことであつた。

45. フランス、ギリシヤ、イスラエル、スウエーデンの代表が、決議案（E/CN.6/L.261）を提出した。これは事務総長に対し決議680B（XXVI）中の決定即ち結婚年令、自由意志に基く結婚の承諾、結婚の登録に関する勧告を事務総長が作成するよう要請したものを再検討し、婦人の地位委員会第14回会議に前記3つの問題に関する条約案を作成することを経済社会理事会から事務総長に要請する決議を採択するよう勧告したものである。

46. 討論の過程において、イギリスの代表は、決議案（E/CN.6/L.261）に対して、種々の修正（E/CN.6/L.262）を提案した。

47. 決議案（E/CN.6/L.261）の提案者達はこれらの修正を認め、それらを修正決議案（E/CN.6/L.261/Rev.1）に含めた。

48. イギリスの代表は、事務総長の作成する条約案が実体的条項のみを含むという了承のもとに修正決議案（E/CN.6/L.261/Rev.1）を支持すると述べた。これはイギリスが特に領土に関する条項が条約本文に含められるか除外されるかということによつて条約に対する態度が違うので、その立場を留保する必要があつたからである。

49. 決議案（E/CN.6/L.261/Rev.1）は第292次会議で13対0、棄権5で採択された。決議は次の通りである。

決　議　3（XIII）

結婚の年令、自由意志による承諾および結婚の登録

婦人の地位委員会は、

その決議2（XII）において、経済社会理事会に対し事務総長が第14回婦人の地位委員会までに、結婚の年令、自由意志による承諾および結婚の登録に関する条約案を作成するように要請するよう勧告したことを想起し、[6]

経済社会理事会が1958年7月10日の決議680（XXVI）において同理事会がこれらの問題に関する勧告を第14回婦人の地位委員会のために作成するよう要請したことに注目し、

この問題の重要性のため、この分野において大きな権威のある国際的手段によつて世界人権宣言の条文に効果を与えるような水準を規定することが妥当と考え、

国際連合の種々の機関が過去において、これらの問題に関し勧告を行つて来たことに注目し、

1. 経済社会理事会に対し、決議680B（XXVI）においてとられた、事務総長が上記三点に関する勧告を作成するよう要求した決定を再考し、

2. 経済社会理事会に対し、第12回婦人の地位委員会において、その採択を勧告した決議案BIを回想するよう勧告し、

3. 経済社会理事会に対し、次の決議案を採択するよう勧告する。

（第17章決議案B参照）

50. 委員会はまた世界のある地域の少女達に行われている宗教的慣行の問題を審議した。この問題については決議680BII（XXVI）によつて、経済社会理事会が世界保健機関（WHO）に対して、婦人の地位委員会第12回会議[7]に採択された前記慣行の持続性について研究し、これを止めさせるために採択され、または計画された諸方策とについて研究を行い、その結果を婦人の地位委員会へ報告するよう要請した決議3（XII）[7]を提出したことが満足ある結果として注目された。しかし幾人かの代表達は、WHO実行委員会第23回会議に採択された決議EB23.R75に対して、そのような慣行は医学的性質のものというよりむしろ社会的文化的なものであるから、要請した審議はWHOの権限外であるということについて、驚きと失望の意を表した。これらの代表達は、WHOの態度に不賛成で、この問題についての医学的見地からの研究がなされるようにという希望をのべた。

51. 幾人かの代表達は、この問題については世界保健会議で討論し、決定されるであろうと述べた。彼等はまた事務総長の代理が保健会議に出席してこの問題に関する委員会と経済社会理事会の見解を説明してくれるとよいと希望した。代表達はまた、婦人の地位委員会の委員達がそれぞれの国の政府によびかけて世界保健会議への代表が経済社会理事会決議BII（XXVI）を一斉に支持するようにすることも、同様に有用であろうと付加えた。

52. 一般討論の過程において、委員会はある委員の出した質問に対してWHOとユネスコの代表から回答を聴取した。

第4章　結婚婦人の国籍

53. 委員会は議事日程第5項を第293、294次会議で審議した。事務総長より結婚婦人の国籍に関係ある最近の法規の改変に関する報告書（E/CN.6/254/Add.5）が出された。同報告書は、前に事務総長が入手していなかつた国籍法および市民権法よりの抜粋、1959年1月12日までに結婚婦人の国籍に関する条約に署名し、批准し、加盟した国々の表、および"結婚婦人の国籍"（E/CN.6/254）[8]に含まれている表を補足し、改訂し、更に追加記

録(E/CN.6/254/Add.1~5)に含まれている資料の要点をとつた「婦人の国籍に対する結婚の影響」についての表とを含んでいる。

54. 一般討論の過程で、同報告書に入つている資料によれば、一般に国籍に関して男女同権の方向に進歩があつたことがわかる旨が指摘された。またこれ迄に25カ国が結婚婦人の国籍に関する条約に署名しており、12カ国がこれを批准し、2カ国が条約に加盟したことが注目された。結婚婦人の国籍に関する条約は1958年8月11日発効したものである。数人の代表達はこの問題に関して事務総長の提出する年次報告書が婦人の地位委員会の事業にとつて欠くべからざるものであると述べ、殊に事務総長覚書(E/CN.6/254/Add.5)に含まれている広汎な資料に対して感謝の意を表した。

55. 条約の沿革を詳しく述べ、条文について解説をつけ、原文(E/CN.6/254)に入つている資料を更新したパンフレットを一般に配布することは、委員会にとつて助けになると同時に有用であろうということが述べられた。

56. 事務総長の代理は、英語、フランス語、スペイン語によつて印刷物を出版することの財政関係について説明した。

57. アルゼンチン、キューバ、ドミニカ共和国、メキシコ代表は、事務総長に対し上記のパンフレットを作成し早急に出版して貰いたいという要請を含む共同決議案(E/CN.6/L.260)を提出した。

58. 決議案に関する討論の過程で、若干の代表はパンフレット出版についての費用に関して考慮し、各国の実際の立法例を含めると早く時期おくれの資料になつてしまうであろうと述べた。ある代表はパンフレットを時期をずらせて2部に分けて出版し、うち条約の沿革と解説を含む第1部は出来る丈早く出版すべきであると提案した。他の委員達は、婦人の地位委員会の代表達すべてがこの出版物の重要な目的を考慮すべきであるとして、パンフレット「結婚婦人の法律上の地位」[9]の重要性を例にひいて発言した。幾人かの代表達はもしそれが2部に分けられ時をずらせて出版されたならば内容の同一性を失うことになり、それでは目的を果さないであろうと述べた。

59. イスラエルの代表は、前文第2節の最初に"その(that)"という云葉をつけ、終りの句読点をとり、"事実上なくなつた(is practically exhausted)"という語を附加える旨の修正を口頭で提案し、決議案の提案者達はこれを承認した。イギリスの代表は決議案に対して、本文中の事務総長(Secretary General)という後の後に"(a)"を挿入し、同じ節の4行目から"もまた(also)" をとり、その場所へ"(b)その後の出版物を作成する(to make preparatins for a later publication)"を入れる旨の修正を口頭で提案した。イギリス代表の提案した上の修正は票決に付され、委員会は同修正を11対4、棄権3で否決した。

60. イスラエル代表の提案した口頭の修正を含めた決議案(E/CN.6/L.260)は全体として第294次会議に14対0、棄権4で採択された。決議は次の通りである。

決 議 4(XIII)

結婚婦人の国籍

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会に対し、次の決議案を採択するよう要求する。

(第17章決議案C参照)

第5章 婦人に適用される税法

61. 委員会は議事日程第6項を第293次から、295次会議において審議した。ハーヴァード大学の国際税法の講師で、国連事務局の顧問であるオリヴアー・オールドマン氏と、同大学の研究員ラルフ・テンフロル氏の共同に成る報告書(E/CN 6/344 およびAdd1-2)が提出された。各代表は一様にこの綜合的で学術的な文書に感謝の意を表した。

62. この問題に関する一般討論の過程で何かの点で婦人、殊に有夫の婦人労働者に差別がある税法のみが委員会にとつての関心事であることに意見が一致した。報告書は概して2つの種類の所得課税について記述されていることが指摘された。即ち、個人収入に対する課税と、夫婦、または家族を一単位として総収入に対して課税するものとである。この2つの課税方法には男女ともに影響があるということが認められたが、それでも尚、多数の委員達は結婚婦人がしばしば彼女等の収入に対して不当に重い課税をされていると考えた。

63. ある委員は、合算課税が行われ、その税率が累進的ならば、結婚婦人が仕事を持つのは非常に高くつき、このことは婦人が結婚後も職業を持ち続けることを妨げる要因になつているかも知れないと述べた。もう1人の委員は所得の合算は男女の差別ともなり得るであろう、何故ならば妻の収入は合算することによつてはじめて総収入の一部として課税の対象となり得るのであり、それでなければ、妻の低い所得は、もし別課税されたなら、その対象とはなり得ないのであるからと述べた。

64. 結婚している男子と女子に対して認められる控除額の相違について言及し、ある代表は彼女の

国では働く結婚婦人のために家事や育児のための特別の控除はまだ配慮されていないと述べた。家政婦控除についての討議で、いま1人の委員は、彼女の国では、先ず第1にこのような控除の対象となつたのは母親の居ない子供をもつ男性であると述べた。同様な状態にある婦人は子供を自分でみることを期待されている。又彼女は所得の合算は必ずしも常に妻の不利な差別をするものとは云えず、夫にとつても負担になると云えると述べた。幾人かの委員達は、それ自身が差別的ではないにしても、他の経済的諸問題と関連させて考えれば、結果として、婦人を不利な立場におくことになるだろうと述べた。

65. 個人課税と合算課税の相対的利点について若干の討議がなされた。前者は配偶者双方の個人性を認めることであるが、幾人かの委員の意見によれば、この2つはともに社会的理相の様々なあり方を反映して居り、税法は国の国家制度そのものと照らしてみてはじめて問題を解き得るのだと述べた。

66. 議長の要請によつてオールドマン氏は問題になつたいくつかの点を説明した。彼は家族課税は税法全体の極く小さい部分を占めているにすぎず、そしてその中で合算課税という点だけが問題を提起すると云える只一つの面であるが、それは様々な国のいろいろな見方と社会制度の多様性とから起つている問題であることを指摘した。

67. この問題と関連して委員会は将来の活動について討議を進めた。幾人かの代表達はこの報告書の提出によつて数年間議事日程にのつていた項目がやつと研究されたと述べ、税法に関するもつと詳細な研究を進めることが委員会の取扱事項の中に該当するかどうか疑問であると述べた。他の委員達は、法律上でも事実上でも、何等かの差別的処遇が存在するならば、委員会が当然研究すべき問題であるとは思うが、すでに議事日程にある経済的問題の項目で扱う方が妥当であると思うと述べた。

68. 幾人かの代表達は、委員達や諮問的地位にある非政府団体の代表達がこの報告書をゆつくり検討し、勧告を作成することができる様に、この問題は委員会の次期会議にもつとよく討議すべきであると述べた。

69. 議長はこの問題を"婦人の経済的機会"という項目の中の小項目に入れてはどうかと提案し、委員会第14回会議の議事日程の中に特別計画として含めることに全体が同意した。

70. 討議のうちで、委員会は国際自由労連と国際有職婦人連盟のオブザーバーから意見を聞いた。

第6章 同一労働同一賃金

71 委員会は議事日程第7項を第295次より299次会議において審議した。ILOと事務総長より同一労働同一賃金に関するパンフレット修正案の本文(E/CN6/341)と、国際機会均等協会よりの意見書(E/CN6/NGO/69)が提出された。

72 委員会はILO代表より報告を聞いた。同代表はILO代表が同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関する条約(第100号)および勧告(第90号)[10] の実施についての措置の説明をした。彼はこの問題に関して婦人の地位委員会が示した関心について感謝し、更に1958年に採択された雇用と職業に関する差別待遇についてのILO条約(第111号)[11] に対するはじめての批准書が最近寄託されたことを発表した。なおいま委員会に提出中のパンフレット案は、その後のILO条約100号の履行状況に関する概略を示して一般の関心をひくことを目的としている。そしてこの文書を修正するためにもつと提案があつたら受けたい旨が述べられた。

73 一般討論の過程で、各代表は同一労働同一賃金原則の重要性を強調した。ある代表はこれが基本的権利であるとして、その経済的面における重要性は、政治的面での行政権に匹敵すると強調した。他の代表達は、婦人労働力の増加に伴つて国家経済に果たす婦人の役割がますます重要なものとなりつつあると云い、同一賃金は社会における購買力の増加を意味するものであると指摘した。

74 同一労働同一賃金原則の履行を促進させるために各国でとられたいろいろな措置について説明があつた。或国々では立法的措置を好んだが、一方他の国々では賃金や給料の決定は労使間の団体協約の達成によることが大きい。何人かの委員達は同一労働同一賃金を規制する立法措置は、もし団体交渉のような他の手段と一緒になれば、もつとその法律の実施や原則の実際上の承認に大きく貢献するであろうと述べた。こゝで、労働組合の活動が大きな価値をもつており、この仕事に婦人が参加することの重要性が強調された。或産業においては、幾人かの使用者達は、もし同一賃金が雇用にとつて必要条件であるならば婦人は雇用したくないと云つていることが述べられた。

75 委員達は、婦人に対して適当な職業補導および教育と訓練を受ける機会を作つて、より高い地位に昇進する資格を持たせることが重要であることを繰り返し強調した。数人の委員達は、"女の職業"について正確な職務分析と他の分野における同一職業と比較しての相対的内容の評価とを行う必要があるという点で同意をみた。これに関連してある代表は、彼女の国における労働組合はそのような形の職分析を行つていると述べた。或委員達は婦人の仕

事の評価に際しては多くの国で行われている賃請仕事は含まないことが必要であると述べた。

76 数人の委員達はＩＬＯ条約１００号をもっと多くの国が批准する必要があり、労働組合も含めた非政府団体が政府に働きかけてこの条約を批准させるよう大いに努力するべきであると述べた。若干の連邦国家の憲法上の問題について言及して、ある委員は地域別に同一賃金法を採用していけば、国全体として妥当で包括的な法律が採り入れ易くなるであろうと指摘した。

77 ＩＬＯ条約１１１号の採択に対しては全員が満足の意を示した。幾人かの委員は、同条約案の第６条が削除されて、最終的に採択されたような形になったことに満足の意を表した。ある代表は、この点に関して委員会の行った活動は、委員会と専門機関、婦人の地位に関心を持つ非政府団体間に発展した絶えざる協力活動を例証したものであると強調した。

78 パンフレット修正案に対しても全体がこれを承認した。この資料は各国政府および非政府団体、殊に同一労働同一賃金に関心をもつ労働組合にとって極めて価値あるものであると考えられた。パンフレットは出来る丈早く発行し、出版したら出来る限り広く配布すべきであることに一般の意見が一致した。

79 討論の過程で、原稿について変更や訂正の提案がなされた。又図表の形、附録、そしてこれらの中の資料に関して論議があり、国連とＩＬＯの事務員がパンフレット編集について緊密に連絡をとり、全図表の各国グループ別は同じにするよう努力するということが確認された。"同一価値の労働に対して同一の報酬"というより"同一労働同一賃金"という語を表題に使った方が、婦人の地位委員会ではこの立案を好んでよく使って来たから良いのではないかということが述べられた。

80 委員会に対し出版物に関する財政的な関係について説明が出された。その本文は附録Ⅱに入っている。

81 委員会は、国際自由労連、国際キリスト教労組連合、世界労連、全インド婦人協議会、国際婦人同盟、国際婦人協議会、国際有職婦人連合会、国際婦人法律家協会のオブザーバーから意見を聴取した。

82 中国、キューバ、ギリシヤ、日本、アメリカ合衆国の代表は、パンフレット出版に関する決議案（Ｅ／ＣＮ６／Ｌ.２６３）を提出した。後にイギリス代表が同決議案に対して修正（Ｅ／ＣＮ６／Ｌ.２６４）を出した。

83 決議案とその修正は決議に関する分科委員会修正決議案Ｅ／ＣＮ.６１／Ｌ.２６５を委員会に提出した。委員会は第２９９次会議において、この決議案を満場一致採択した。決議本文は次の如くである。

決　　議　５（ＸＩＩＩ）

同一労働同一賃金

婦人の地位委員会は

同一賃金の国際的分野に関する、一般配布に適する資料のないことを認め、

第１３回会議に提出されたパンフレット案（Ｅ／ＣＮ６／３４１）は、この問題の資料に対する大きな貢献となることを信じ、

各国は、報酬率決定のための操作に適当な方法により、又、その方法と矛盾しない限りにおいて、すべての労働者に対し同一労働同一賃金の原則の適用を促進し、確保していることを認め、

1. 事務総長とＩＬＯに対し、この文書を作成、修正したことに対し謝意を表し
2. 事務総長に対し、パンフレット案を婦人の地位委員会の討論を参考として編集するよう要求し、
3. このパンフレットが国連によって販売刊行物として出されるよう勧告し、
4. 経済社会理事会に対し、次の決議案を採択するよう勧告する。

（第１７章　決議案Ｄ参照）

第７章　婦人の教育の機会

84 婦人の地位委員会はその第２９９次、３００次、３０１次、３０３次および３０５次会議において、議事日程第８項を審議した。ユネスコから婦人に特に関係あるユネスコ活動の１９５７－１９５８年に行われたものおよび１９５９－１９６０年の活動計画に関する経過報告（Ｅ／ＣＮ．６／３４２）、婦人の教職に就く機会に関する報告（世界教職員団体連合会との協力による）（Ｅ／ＣＮ６／３４５）、信託地域（Ｅ／ＣＮ６／３３８）と非自治領（Ｅ／ＣＮ６／３３９）における婦人の地位に関する事務総長報告中の関係部分および国際婦人同盟（Ｅ／ＣＮ．６／ＮＧＯ／７０）、国際大学婦人連盟（Ｅ／ＣＮ．６／ＮＧＯ／６３）および世界カトリック婦人団体連盟（Ｅ／ＣＮ．６／ＮＧＯ／６８）の意見が提出された。

85 ユネスコの代表が意見を述べ、ユネスコの１９５７－１９５８年の仕事のうち特に婦人

の地位委員会が関心を持つものについて概略説明した。この期間のユネスコ活動に関連して、ユネスコ代表は、この期間中は特にこれらの異つた諸事業を強化して協調せしめる活動を盛に行つたことが特徴であると述べた。そしてユネスコと非政府団体との協力の重要性を強調しこれがこの期間に促進されたことを強調した。第１０回ユネスコ総会では、１９５９－１９６０年において婦人に特に関係ある問題の事業を拡張する計画を採択した。この計画は、多くの事業の中に、第１４回婦人の地位委員会までに、学校以外の婦人教育の機会についての報告書作成および熱帯アフリカの諸国における地域的な事業を含んでいる。教職の機会に関するユネスコ報告（Ｅ／ＣＮ６／３４５）に関しては、ユネスコ代表は、この報告書によつて知り得たことは、婦人が教職につくことを助けるばかりでなく、この職業の水準を高め、その中でも上席の地位を得るために必要な資格を取得することを奨励する必要もあるということだと述べた。

８６　一般討論の過程において、委員会は一般的な教育の機会について先ず話しあつた。殆どの委員が感じたことは、文盲の根絶ということが文盲が広く存在する地域においてのみならず、村落地方だけに残っている地方にとつても第１に重要だということであつた。これらの諸国や領土においては、いくつかの要素、即ち訓練された教員の不足、政府財源の限界又は家族の貧窮のために経済的なことで教育を考えるようになり従つて男の子だけしか教育しないということが、教育の進歩の妨害となつている。数人の委員達は、あらゆる段階における教育の機会の重要性を認めながら、やはり初等教育を広く普及する必要が最も大きいと考えた。或委員は、このことはその地域社会の必要に応じて計画されるべきであり、工業地帯において基本的な技術教育を或程度することが重要であるとのべた。又或委員はその国の村落地帯で行われている教育事業について説明をした。教員の不足が強調され、或委員は村落社会における婦人教員は村落生活の多くの面における指導者であり助言者になることが多く、その役割は重要であると言つた。数人の委員達が、低開発地域における婦人の教育を促進する手段として地域セミナーの価値を述べた。事務総長の報告書に対してこの議題についての貴重な基礎資料を明白にわかり易く提供されたことに感謝の意が表された。

８７　次に婦人の地位委員会は、婦人の教職に就く機会の問題をとりあげた。多くの国において教職に対する機会については問題がないということを殆どの委員が認めた。事実、教職というものは、婦人に開かれた最初の職業であつたことが多いのである。しかしながら、婦人教員にとつて関係あるその他の問題がたくさんある。数人の委員達は、結婚している婦人教員の地位について、しばしば家事と職業との両立がむづかしく、又或国においては結婚するとやめさせられる可能性があることなどを述べた。その他の委員達は自分達の国では、結婚している婦人はその家族が手をはなれたら教職に復帰するように奨励されており、高年の既婚婦人に訓練を行つて、中年から教職につけるようにし、それが大変成功したという例が述べられた。婦人教員のためのパートタイムの仕事の可能性について議論が行われたが、数人の委員達はこれはこの議題外のことであると考えた。

８８　いくつかの国においては、男子教員と婦人教員との賃金の不平等がまだ存在していることが述べられた。数人の委員達は、同一賃金の行われているところでも、給料の水準が余り安いために、男子はこの職業に魅力を感じないと言つた。又、他の職業に対して婦人も進出できるようになつて来たので、婦人でも教職を志すものの数が減少する傾向にある。そして他の職業の収入に比べて給料が低いところでは、これが教員の社会的地位にも影響し、この職業の志望者の気を挫くことになる。婦人教員に関しては、多くの国において、小学校や中等学校では全体に占める率が大変高いが、それより上になると比較的少い。或委員達は、婦人は小さい子供達の先生としては特に秀れているのであるし、子供の教育には男女両性の影響を与えることが重要であることに鑑み、男の子の学校にも婦人教員を何人かおくべきであると述べた。

８９　“上級学校（Institution of higher learning）”という語に関し、或委員の質問に答えて、ユネスコ代表は委員会第１２回会議に提出した報告書（Ｅ／ＣＮ６／３２７）の中で既に説明をしてあり、これは学位とか免状とか又は専門的な能力の証明書を与える大学や専門学校をさすのであると述べた。或委員はこの中には専門的訓練を行う学校や施設を含むべきであると考え、同様の混乱が“小学校（primary schools）”という語についても云え、これは国によつて学令前の教育施設をも含むところがあることを述べた。又他の委員は上級学校における教職と管理職との区別を強調した。

９０　数人の委員達はユネスコの報告書に対する謝意を表したが、他の委員達はこの報告書中に掲げられている統計が古くて事実と一致しないことを指摘した。この報告は不適当な資料を根拠としており、今後の報告書にはこれに追加補足するような資料を引用するべきであると述べられた。或委員は、諸国政府に対して質問書を発しそれに基いて新しい資料を作成することを提案した。他の１人の委員からの質問に答えて、ユネスコ代表はこの報告書は、世界教職員団体連合会がユネスコに提供した書類の中の資料に基いていると述べた。この報告書中の一般的な傾向と結論中には、資料を検討した国々の傾向を反映しており、最終的な原稿を作る際に、ユネスコは同連合会提供の資料中に相当含まれている個人的な意見を反映し

たものゝようである。或委員は、この分野における国際労働機関（ＩＬＯ）の仕事を参考にすることも重要であると指摘した。

９１　一般討論の終りに、ＩＬＯの代表の意見を聴取した。同代表は教職員問題についてＩＬＯが１９５８年１０月３日行つた専門家委員会の結果を述べた。この委員会にはユネスコも代表を出しており、委員会の報告書は最近ＩＬＯ理事会に提出されたが、それは、教員や教職を志す人々は、いかなる点においても差別されてはならないことを強調している。

９２　ルーマニアのオブザーバーおよび全アメリカ婦人委員会の代表、国際自由労連、世界労連、全インド婦人協議会、国際問題教会委員会、国際大学婦人連盟、世界教職員連盟、世界カトリツク婦人団体連盟および世界ＹＷＣＡからのオブザーバーが意見を発表した。

９３　ギリシヤとポーランドの代表は経済社会理事会から諸国政府に対して（ａ）婦人教員養成の施設の拡充（ｂ）同一賃金と昇進の機会の平等（ｃ）結婚している婦人が教職を続け又は復帰すること、および（ｄ）教職の経済的社会的水準の向上などを確保するために、それぞれの教育事業において如何なる手段をとつているかについて報告を要求せしめる趣旨の決議案（Ｅ／ＣＮ．６／Ｌ．２６６）を提出した。

９４　イギリスの代表は決議案（Ｅ／ＣＮ．６／Ｌ．２６８）を提出したが、これは経済社会理事会から、ユネスコに対し、第１５回婦人の地位委員会までに、婦人の教職に就く機会についての報告書を再作成するよう要請することを勧告するものである。

９５　この２つの決議案は決議に関する分科委員会にかけられ、同分科委員会は決議案（Ｅ／ＣＮ．６／Ｌ．２６９）を採択し、婦人の地位委員会に提出した。

９６　委員会は決議案（Ｅ／ＣＮ．６／Ｌ．２６９）を第３０３次および第３０５次会議において審議した。アメリカ合衆国代表は経済社会理事会決議本文第２節の"参照し（and taking）"の代りに"参照して、この報告書を更に（this further report to take）"と入れる修正を提案した。イギリス代表は、前文の第４節に"しかしながら（nevertherless that）"の後に"多分余り資料源がぼう大なためであろうが（possibly owing to the vast sources of material available）"と入れ、"である（is）"のあとに"今のままでは（now）"を入れる修正を提案した。決議案はこれらの修正とともに全会一致で採択された。決議文は次の通りである

決　　議　６（XIII）

婦人の教育の機会

婦人の教職に対する機会

婦人の地位委員会は

国連の諸機関が、一般教育における婦人の差別に対してとつてきたいろいろな措置について満足をもつて注目し、

又、国連教育科学文化機関が第１５回婦人の地位委員会のために作成した、婦人の教職に就く機会に関する報告書（Ｅ／ＣＮ６／３４５）に注目し、

ユネスコの報告書作成に関する努力を謝し、

しかしながら、多分、余り資料源がぼう大なためであろうが、この報告書は今のままでは不完全で、多くの加盟国における婦人の地位を適切に反映してはいないと考え、

政治的、経済的、社会的な分野における婦人の差別待遇をなくすためには、教育は重大な要素であることを考慮し、

まだ教育制度が余り発達していない多くの国や領土において、経済的事情のため男子か女子の何れかにのみ教育をするという時は、女子に不利な差別がなされていることを考慮し、

経済社会理事会に対し、次の決議案を採択するよう勧告する。

（第１７章　決議案Ｅ参照）

第８章　婦人の経済的機会

９７　委員会は第３０２次から３０９次会議において、議事日程第９項を討議した。委員会には、建築家、エンジニアおよび法律家の職業における婦人の進出状況に関する事務総長報告書（Ｅ／ＣＮ．６／３４３およびAdd.１－３）および退職年令および年金受給権についての事務総長覚書（Ｅ／ＣＮ６／３３６）が提出された。そのほか国際社会民主々義婦人協議会（Ｅ／ＣＮ６／ＮＧＯ／５９）、国際婦人協議会（Ｅ／ＣＮ６／ＮＧＯ／６０）、国際大学婦人連盟（Ｅ／ＣＮ６／ＮＧＯ／６６）、国際婦人団体連絡委員会（Ｅ／ＣＮ６／ＮＧＯ／６１）および聖ジョン国際社会政治連盟（Ｅ／ＣＮ６／ＮＧＯ／６５）の意見が提出された。

婦人の職業的進出状況

９８　建築家、エンジニアおよび法律家の職業における婦人の進出状況について、第３０２次から第３０７次会議において討議した。

９９　一般的討論の過程において、数人の委員は、婦人が経済的平等を得なければ、また得るまでは、真の平等は獲得できないことを強調した。法律的な障害は少ししか残っていないが、現在の偏見と古臭い慣習の除去のために働くことが、真の機会均等のためには必要であることに皆が同意した。多くの使用者は、結婚後又は子供が生れると退職する婦人労働者の訓練に費用をかけることを好まない。しかし、この消極的な態度は婦人が結婚後も働きつづけ、又は子供が学令に達すると職場に復帰する傾向が出て来たため次第に是正されて来た。婦人の職業生活の重要性が強調され、多くの委員達は、婦人の家事的責任は必ずしもその社会における働きを妨げるべきものではないことに同意した。

１００　或委員は、はじめ婦人の利益のために作られた保護立法が結果として差別となり得るという意見を表明した。他の１人の委員はこのような立法が鉱内労働について作られているところでは、婦人が鉱業技師としての専門的職業に入るのに妨げとなつたことを指摘した。他の委員達は婦人の平等権は形式的に解されるべきでなく、婦人は、労働の分野においては保護策を施されるべきであると述た。

１０１　少女達に近代社会のいろいろな職業を知らせる方法や必要な訓練、就職の可能性などについて論じた際、数人の委員達は適正な職業指導計画が大いに価値があることを述べた。知識を広め関心を促すためマスコミの役割が大きいことが強調され、討論会をしたりパンフレットを発行したりすることも大いに役に立つことが述べられた。これらの諸問題において政府が率先することの重要さを認めながら、非政府団体が常に重要で価値のある貢献をすることが述べられた。

１０２　討論の間に委員会の委員は事務総長の綜合的で想像力に富む報告書（Ｅ／ＣＮ．６／３４３とＡｄｄ１，－３）に対する謝意を表し、１人の委員はこの報告書が４１の国からの情報のみに基いていることを遺憾であると言い、追つて受け取られる資料は追加として今後の委員会に提出されるということで了解した。

１０３　委員会において世界保健機関（ＷＨＯ）の代表は意見発表を行い、衛生技師の専門職における婦人の機会について注意を喚起した。医学又は非医学的専門職に関する婦人の機会のもつと一般的な問題について、ＷＨＯ代表は、ＷＨＯはこれらの職業に対する訓練や資格についての情報を提供する立場にあると述べた。世界医学校名簿やその他ＷＨＯ発行物のカタログに入っている印刷物の中にこのような情報が含まれている。医学又は非医学職業についての質問書を作るなら、ＷＨＯがすでに発行し又は作成中である資料と重複しないようにするべきであると提案した。そして、又、ＷＨＯはこれよりも広い範囲の研究を行ってこの分野におけるＷＨＯの事業を大きくすることは不可能であると述べた。最後に、保健関係専門職における訓練は男女に同じであり、ＷＨＯは婦人が保健関係専門職のいかなるものからも除外されているという情報は受けていないと述べた。質問がなされたのに答えて、ＷＨＯ代表はＷＨＯの予算周期について説明した。

１０４　事務局の行つた研究の価値と将来における参考資料としての利用価値を強調しながら多くの委員達は、今後の研究を何れの方向に進めるべきかをきめることが肝要であると考えた。又、すでに社会事業について、例えば"社会事業の訓練（Training for social Work）"[12]、手工業および家内工業における婦人の職業の機会について、働く母親の、パートタイム雇用および高年婦人労働者の雇用についての報告書が出ていることが述べられた。国連教育科学文化機関は教職に対する婦人の機会に関する修正報告書を準備することを要請されているが、ＷＨＯは医学および非医学的職業における機会に関して相当資料をもっている。そこで、ＷＨＯがもしその通常の資料蒐集業務の中にこれらの職業における婦人の参加、特にこれら職業に対する機会、その地位、全体に婦人の占める割合および将来の見通しなどを官界や民間における受け入れの状況などと共に調査してくれゝば、婦人の地位委員会にとって大いに役に立つであろうと提案された。

１０５　或委員は、婦人が最近参加しはじめたばかりの職業の中から先ず選択した職種についてふれた。そしてこれらの分野における調査を、大学程度より低い段階で、特に建築とエンジニア分野において続けることが好ましいと述べた。数人の委員達は、このような調査が行われゝば、現在発生しつゝある職業の範囲や、高い段階へ進んだ労働者の背景、訓練を受け技術を習得する方法および高年婦人労働者の訓練計画の可能性などを明らかにするのに役立つであろうと認めた。或委員達は中段階における職業に対する訓練と機会を研究すれば、それは次第に不熟練な筋肉労働に従事している婦人達の経済的機会の研究へと導くことができると考えた。更に研究したものが長期にわたっての傾向を示し、これら職業に就いている多くの婦人達の変化がわかれば、価値がもっと増すであろうと考えられた。又、婦人達が多くの国々で新しい職業や仕事につくよう奨励するためとっている建設的な方法の詳細がわかれば役に立つであろうと提案された。政府あての質問書の形を少し変更して就職の機会についての質問の前に、訓練に関するものを入れることが提案された。或委員は、婦人の職業的進出状況を向上させるためにとられている方法についても政府や非政府団体に質問するべきであると提案した。

１０６　婦人の地位委員会は、討論の過程において、全インド婦人協議会、国際有職婦人連盟、

国際婦人法律家協会、汎太平洋東南アジア婦人協会および国際社会民主々義婦人協議会のオブザーバーの意見を聴取した。

107 フランス、日本、メキシコ、スウエーデンおよびアメリカ合衆国の代表が決議案(E/CN.6/L.270)を提出した。決議についての討論において、ソ連、ポーランド、イスラエルおよびアメリカ合衆国代表は幾つかの口頭による修正を行つた。共同決議案は決議に関する分科委員会にかけられ、同分科委員会は決議案文(E/CN6/L.272)を委員会に提出した。

108 幾人かの委員達は、この決議案の字句について全面的に賛成できない点はあるが、決議案を支持しようと述べた。その委員達は決議案中に婦人が普通教育でも職業教育でも平等な無料の教育を受けることを妨げている要因の主なるものに触れ、又、或国においては広く国民大衆に初等教育と職業補導をほどこすべき経済的状態がないことにふれるべきであるというのである。或委員は企画されている報告書は、技術的な高級職業の全範囲に及ぶべきであり、この綜合的調査によつて差別の存在するところが明らかになるようにするべきであるとの意見を述べた。ソ連代表は前文第4節と第5節について別々に票決することを要求したが、これら2節は賛成15、反対なし、棄権3によつて採択された。決議案は票決に付され全員一致で可決された。決議文は次の通りである。

決　議　7(XIII)

婦人の職業的進出の状況

婦人の地位委員会は、

その決議5(XI)および経済社会理事会の決議652E(XXIV)において理事会が、主な専門的、技術的分野における婦人の訓練と雇用に対する機会について綜合的研究を計画することを決定したことを想起し、

事務総長の作成した、建築、エンジニアおよび法律の分野において婦人の進出する機会と実績に関する報告書は貴重なものであると認め、

婦人の地位委員会が、この問題について実質的な勧告を行うことができるようにするためには、専門的、技術的分野においてすでに行われた研究の見本の中にも、建築、エンジニアおよび法律に関し、1958年ILOが発行した国際職務分析標準中に含まれている職業を入れるべきであることを考慮し

これらの専門職の訓練および就業における主なる障害は、女子の職業訓練が適切に行われていないこと、およびこれらの職業に対して婦人を就けないという一般又は使用者の態度、そしてそれらの職業における労働条件や昇進の機会の少いことなどから生じていることに注目し、

これらの障害は、両親、小、中、高校、大学の各段階の教師と使用者を含む世論を啓発することによつて、最もよく克服できることを考え、

又、非政府団体、特に専門職団体が、この教育に大きな助力ができることを考慮し

1. 事務総長に対し、資料を蒐集し、第15回婦人の地位委員会のために、関係専門機関とも協議の上、O－Xグループの中にあげられている専門職、即ち製図家、科学工学技術家(O－X1およびO－X9)で他の分類になつていないもの、およびO－Yグループでその他の専門的、技術的、そしてその関連職業(O－Y1およびO－Y4)、特に建築、エンジニア、法律の職業に関係あるものに対して、婦人の進出の機会如何に関する報告書を作成するよう要求する。そしてそのために、次のことを要求する。

(a) 国連加盟国、専門機関加盟国および諮問的地位にある非政府団体に対し、経済社会理事会決議652E(XXIV)の付録と同じ質問書と、1958年ILOの発表した国際職務分析標準に規定されたとおり、上記の専門的技術的職業の表を配布すること。

(b) このような諸国と非政府団体に対し、その回答を事務総長に、できれば1960年9月1日までに、提出するよう、又はすでにかかる情報が国連又は専門機関に提出済ならば、前に提出した資料をはつきりとわかるように指摘するよう要請すること。

2. 諮問的地位にある非政府団体に対し、専門職団体をも含めて、建築、エンジニア、および法律専門職において、女子のために存在する施設や機会の知識をよりよく知らせるために世論の啓発活動を一層活溌に行うよう要請する。

退職年令および年金受給権

109 婦人の地位委員会は第305次から第309次会議において議事日程中のこの小項目について討議した。

110 討論の過程において、婦人の地位委員会委員達は、男子に比べて婦人の退職年令を平等にするのがよいか、低くするのがよいかということを審議した。

111 数人の委員達は、強制的なものにせよ、任意にせよ、退職年令と年金受給権の完全な平等の確保が重要であることを述べた。もし年金受給年令や退職年令が婦人の方が低いままであれば、雇用において婦人に不利な差別が行われるおそれがあるというのである。只婦人が職場において昇進する可能性が減ずるばかりでなく、婦人はもし職業生活の期間が短かけ

れば婦人は不平等な立場に立つて職業生活をはじめることになるのである。或使用者は婦人に対して男よりも早く退職するように勧告するかもしれないし、又は、年金受給年令に近づきつつある婦人達を雇いたがらないかも知れないとの意見も述べられた。男子の寿命が婦人より短かいことも言われ、幾人かの委員達はこれも男子と女子に平等の退職および年金受給の年令ということを裏付けるもう１つの理由になると考えた。婦人は適職であり有能であれば自分が欲するだけ長く働き続ける機会をもつべきであると考えられた。婦人が退職したいと思う年令は男子が退職したいと思う年令と同じであることが多いというのである。

１１２　他の委員達は、婦人でなければできない社会的貢献や、母親としての重要な役割も考慮に入れるべきであり、婦人は男子よりも低い年令でも任意に年金を受けられるということによつて社会もこれを認めなければならないとのべた。数人の委員達は、余り高い資格のない婦人労働者達特に肉体労働をする婦人は男子よりも低い年金受給年令を一般に望んでいると述べた。又或委員は彼女の国では専門的職業についている人でも婦人には低い退職年令を望んでいると述べた。婦人が年金を受けながらも働きつゞける権利を守ることの重要性も強調された。そして強制的な退職と任意の退職の制度を区別することの重要性に特に注意するべきであると述べられた。

１１３　委員達は、国それぞれの社会構造によつて異る複雑な現状を認めた。幾人かの委員達は、婦人の地位委員会は国連加盟国がその立法が差別的なところではこれを修正し、国連憲章に宣言されている平等の原則と一致せしめるように促進する目的をもつて設置されているのであるから、この問題について指導的な立場をとるべきであることを強調した。或委員達は、委員会の内部でもこの件については意見の相違があるから、適当な説明をつけないで、経済社会理事会に対して同じ決議を送ることはよくないであろうと指摘した。この問題に関する決定は後の会期にゆずつたらという提案もなされた。

１１４　国際労働機関（ＩＬＯ）の代表は、この問題に関する考え方の傾向を要約して説明した。彼の考えでは、完全な平等を主張する者も、又退職年令や任意に年金を受ける年令は異る方がよいと思う者も、オートメーションや原子力の生産利用などの技術的進歩が労働力ひいては社会保障に及ぼす効果について留意するべきであると述べた。

１１５　国際自由労連、国際キリスト教労組連合、世界労連および国際有職婦人連盟からのオブザーバーが意見を発表した。

１１６　第３０７次会議において、ドミニカ共和国、フランス、メキシコおよびスウエーデンの提出した決議案（Ｅ／ＣＮ．６／Ｌ．２７４）を審議した。この決議案に対する修正がチ

エコスロヴアキアから出された（Ｅ／ＣＮ６／Ｌ．２７５）がその文は次の通りである。

“(1)　経済社会理事会に提出する決議案の前文第４節、″少くとも（at least）″の語を“労働条件（conditions of work）”と“平等の（egnal）”の間に入れる。

“(2)　前文第２節の原文を次のように言いかえる：‘しかしながら、婦人労働者は退職年令に関しては、男子労働者よりもより有利な立場にあることを考慮して。’

“(3)　第１節の“婦人の平等な権利（eqnal rights of women）”の語を“婦人のより有利な立場に対する権利（the right of women to a more favaurable position）”と云いかえる。

“(4)　第２節の原文を次のように云いかえる。‘国連および専門機関の加盟国が、あらゆる方法によつて年金制度に関し男子と女子の労働者が平等な権利をもつよう促進し、婦人労働者が退職年令についてはより有利な立場になるべしとの原則を施行するように勧告する’

１１７　第３０９次会議において、共同決議案の提案者達は討論中に出た意見を考慮に入れた修正決議案（Ｅ／ＣＮ６／Ｌ２７４　Rev.１）を提出した。

１１８　第３０９次会議において、委員会はチエコの修正を１５対５で否決した。ソ連代表が行つた討論中に出た意見は経済社会理事会への決議と共に同理事会の注意を喚起するべきであるとの提案はイギリス、アルゼンチンおよびチエコスロバキアが支持した。決議案（Ｅ／ＣＮ６／Ｌ．２７４／Rev.１）は票決に付され、点呼投票により１１対３　棄権４で採択された。票数内訳は次の通りである。

賛成：カナダ、中国、キューバ、ドミニカ共和国、フランス、ギリシヤ、日本、メキシコ、オランダ、パキスタン、スウエーデン、

反対：チエコスロヴアキア、ポーランド、ソ連

棄権：アルゼンチン、イスラエル、イギリス、アメリカ合衆国

採択された決議文は次の通りである。

決　　議　８（XIV）

婦人の地位委員会は

１９５８年７月１０日の経済社会理事会決議６８０ＣⅡ（XXVI）に注目し、

退職年令と年金を受ける権利の問題につき、従来の経過と、第２６回経済社会理事会における経緯とに照して考慮し、

任意でも、強制的でも、退職年令と年金受給権につき、男女労働者の間に差違があるべ

きでなく、又退職年令と年金受給権は、男子にも女子にも平等に適用される原則によつて決定さるべきであると信じ、

経済社会理事会に対し、次の決議案を採択するよう勧告する。

（第１７章　決議案Ｆ参照）

第９章　助言サーヴイス計画

１１９　委員会は第３０７次会議において議事日程の第１０項を審議した。事務総長から人権の分野における助言サーヴイスに関する報告書が提出された（Ｅ／ＣＮ４／７７５および Add.1 － Ｅ／ＣＮ．６／３４６および Add.1）

１２０　この項の審議中に数人の委員達は事務総長および事務局人権部が助言サーヴイス計画により幾つかのセミナーを行い成功したことについて謝意を表した。又、１９５９年の助言サーヴイス計画の予算を総会が増加したこと、および多くの国の政府が事務総長に対しセミナーを将来自国で開催するようにと申出ていることに対し満足の意を表した。婦人の地位委員会の委員一同はコロンビアおよびエチオピア政府が婦人の公的生活参加についての地域セミナーの主催国となることを感謝した。討論の間に、或委員は、もしもつと多くの政府が、総会の決議によつて事務総長に対し主催国たることを申し出て積極的に協力するべきことがきめられていることを知つていれば、諸国政府はこの便を利用するであろうと述べた。

１２１　バンコツクにおけるセミナーの成功に鑑み、１９５９年５月にボゴタで開かれる婦人の公的生活参加についてのセミナーは、婦人の政治的権利の実施に役立つであろうとの希望が述べられた。ドミニカ共和国の代表はボゴタのセミナーがラテンアメリカの婦人達のためにいかに重要であるかを強調した。

１２２　討論に参加した委員達は、セミナーの価値と婦人の地位向上に果す大きな貢献を強調した。数人の委員達は、婦人の家族法上の地位とそれに関連する分野についてセミナーを開くことが望ましいと述べた。そして、婦人の地位に関するセミナーは毎年１回の頻度で行うべきであるというのが一同の考えであつた。或委員は、婦人の権利を促進するための国内セミナーが、特に最近独立した国や信託統治地域とか非自治領において、効果があることを指摘した。他の１人は、エチオピアで地域セミナーを開くにあたり、アフリカ全土、特にアフリカの信託統治地域と非自治地域から婦人が参加することが望ましいと述べた。

１２３　或委員は、セミナーの後に、国内セミナーを開催してそのしめくゝりをすることが必要であると考え、又、人権の分野におけるフエローシツプや専門家の援助などのような助言サーヴイスの他の分野の重要性も強調すべきであると考えた。

１２４　討論の間に、コロンビアからのオブザーバーおよび国際婦人法律家協会のオブザーバーの意見を聴取した。

第10章　国連および専門機関の事業に対する婦人の参加

１２５　婦人の地位委員会は第３０７次と第３０８次の会議において議事日程第１１項を審議した。

１２６　討論の間に、国連および専門機関の事業に対する婦人の参加という問題は、国連憲章の実施に関心をもつ婦人の地位委員会が特に注目して来たことであり、この項目は婦人の地位委員会の議題中に必ず加えられるべきであることが了承された。

１２７　数人の委員達は、国連の総会、国連や専門機関の事務局の仕事における婦人の参加は、近年下級の職務に増加し、上級の地位では減少していることを述べた。これはとうてい満足すべき状態とは云えず、この委員達の考えによれば、事務局への婦人の参加は下級職員としての任用のみに止まるべきではないといい、又、もつと多くの国の政府がその国連やその他の機関に対する代表団や国連代表部の責任ある地位に婦人を任命するよう、そして、国連事務局にいる婦人は男子と同じ昇進の機会を得るように希望した。そして、国連事務総長や専門機関の事務局長達は、婦人を上級の地位につけるよう努力しているであろうことを信じると述べた。又、一同は婦人の参加を増加するのには、政府や非政府団体が空席になつた地位に婦人と男子の両方を推せんするべきであると考えた。

１２８　或委員は、国連教育科学文化機関（ユネスコ）事務局の教育部の専門家に適当な婦人がいないことについての関心を示し、彼女の考えでは、特にこの分野の専門家がいれば、婦人の地位委員会やユネスコの仕事にとつて貴重な存在になるであろうと述べた。

１２９　２人の委員が、今空席の国際労働機関の婦人少年労働部長の地位に、立派な婦人が任命されることを希望した。国際労働機関の代表は、ＩＬＯ憲章第９条第１節および第３節によれば、ＩＬＯの職員は“ＩＬＯの理事会の承認した規則に従い事務局長が任命する”とあり“これらの何人かは婦人でなければならない”とあることを述べた。

１３０　婦人の地位委員会は、この委員会と緊密に協力している。ユネスコとＩＬＯという２つの専門機関は、婦人に関係ある分野の仕事については婦人の専門家を含むべきであると考えた。

第１１章　少数者の差別防止と保護に関する小委員会第１１回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告

１３１　婦人の地位委員会は第３０７次会議において議事日程の第１２項を審議した。

１３２　委員会は、少数者の差別防止と保護に関する小委員会第１１回会議に婦人の地位委員会を代表して出席したキューバ代表ウルダリカ・マナス女史の口頭による報告を受けた。

１３３　ウルダリカ・マナス女史は、雇用と職業の分野における差別待遇に関する項の討議に参加したことを報告した。小委員会には１９５８年６月第４２回国際労働総会[15]において採択された雇用と職業における差別待遇に関する条約（第１１１号）と勧告（第１１１号）の文が提出された。

１３４　同女史は又、宗教的権利と慣習特に“結婚と離婚の方式”の問題における差別に関する項の討議に参加したことを述べた。女史は結婚年令、婚約者達の事前の承諾および結婚の登録に対して注意を喚起した。

１３５　この報告を注目して、委員会は代表が行った仕事に対し深く感謝の意を表した。

１３６　国際労働機関（ＩＬＯ）代表は、婦人の地位委員会委員達に、各自の国の政府が速かに条約第１１１号を批准するよう要求してほしいと訴えた。

第１２章　全アメリカ婦人委員会の報告

１３７　委員会に、全アメリカ婦人委員会の報告（Ｅ／ＣＮ．６／３４９）が提出された。委員会は第３０９次会議において全アメリカ婦人委員会々長の説明を聴取した。

１３８　数人の委員達は、報告書と全アメリカ婦人委員会々長の説明の両方に大きな関心を示し、全アメリカ婦人委員会の仕事を讃えて、その委員会の長い立派な歴史と婦人の地位委員会との貴重な協力を賞揚した。

１３９　婦人の地位委員会は全アメリカ婦人の地位委員会の報告を注目した。

第１３章　通　　　信

１４０　経済社会理事会の決議３０４Ｉ（ＸＩ）により修正された決議７６（Ｖ）に従い、事務総長は婦人の地位に関する通信を非秘密表（Ｅ／ＣＮ．６／ＣＲ．１２）中に要略し、非秘密表は受理された。

１４１　この非秘密表は、通信に関する分科委員会によって審議され、同分科委員会は報告書（Ｅ／ＣＮ６／Ｌ．２７１）を提出、これを第３０５次会議において婦人の地位委員会は全会一致で承認した。

１４２　又、婦人の地位委員会に、同委員会委員が人権委員会の通信に関する分科委員会の報告（Ｅ／ＣＮ．４／７８２）に注目するよう要求した事務総長の覚書（Ｅ／ＣＮ６／３４７）が提出された。同委員会はこの報告書に注目した。

第１４章　次期会議の開催場所の審議

１４３　第３０７次会議において、アルゼンチン代表は、同国政府が、第１４回婦人の地位委員会をブエノスアイレスで開くように招請したいことを伝達した。

１４４　次期会議の場所については第３０９次会議において審議された。数人の委員達は、世界中の異る場所で会議を行うことにより生ずる得点、特にその地域の婦人と婦人団体に対する利益を挙げた。或委員はレバノンのベイルートにおいて第３回会議をしたことが、この地方の婦人の政治的権利促進に貢献したことをあげて一同の記憶を新たにした。

１４５　事務総長の代理は、財政的な面の説明で、委員一同に対し、総会決議１２０２（XII）により本部以外のところで開くにはその地の政府が本部で開催する費用以上にかかつた分を負担してくれなければならないのであると説明した。これに関連して、本部以外の地で開く会議の余分な経費は、主催国と交渉するべき問題であることが指摘された。アルゼンチンの代表は、アルゼンチン政府は本部以外のところで会議を開催する場合の財政的効果に関する総会決議１２０２（XII）の第２節(e)に基いて、その招請を行っているのであると述べた。

１４６　委員一同はアルゼンチン政府が寛大に積極的に招請してくれたことを深く感謝した。カナダ、中国、キューバ、チエコスロバキア、ドミニカ共和国、フランス、ギリシヤ、イスラエル、日本、メキシコ、オランダ、パキスタン、ポーランド、スウエーデン、ソ連、イギリスおよびアメリカ合衆国が共同決議案（Ｅ／ＣＮ．６／Ｌ．２７７）を出し、全会一致で

採択された。決議文は次の通りである。

決　　議　9（XIII）

次期会議の場所

婦人の地位委員会は

アルゼンチン国政府が、第14回委員会を同国内で開催するよう招請した好意を感謝し

この招請が国連により受け入れられるよう希望し、

経済社会理事会に対し、1960年婦人の地位委員会は、ブエノスアイレスで開催することを決定するよう勧告する。

第15章　事業計画検討と優先審議項目の設定・文書の統制と制限

147　第309次会議において委員会は議事日程第15項および第16項を審議した。事務総長より事業計画検討と優先審議項目設定および文書の統制と制限に関する覚書（E／CN6／340）が提出され、また人権および婦人の地位の問題に関する国連事業の経過と見通し（E／CN4／784－E／CN6／348）および、第12回および13回会議に行われた決定に基く、優先順位を提案する参考資料（E／CN6／L．273）が提出された。

148　委員会ははじめに事務総長提出の優先順位表案（E／CN6／L．273）を審議した。イギリス代表は、婦人に適用される税法に関する報告書が“同一労働同一賃金”（第14回会期特別優先審議事項表（f）項）の中に入れて扱うべきもので、“婦人の経済的機会”（同表（e）項）に入れるべきものではないと述べた。委員会は経済社会理事会に対する報告書の第69節にある決議を守った方がよいと考えてこの提案を受諾しなかつた。

149　ソヴイエト代表は、ILO条約45号および103号で扱われている母性保護と婦人労働者の権利に関する項目を審議項目表に含めることを提案した。同代表は、そのような項目を婦人の地位委員会の事業計画に加えることは、ILO条約をまだ批准していない国々がこれらの問題の立法をするよう促進することになるであろうと述べた。国際労働機関（ILO）代表は、ILOの諸条約の適用に関する報告書が、すでに専門家会議で検討され、その結論がILOの年次総会に審議されるべく提出されたと述べた。ILOが大きな注意を払つ

て管理している領域にまで婦人の地位委員会が侵入しなければならないのは喜ぶべきことではないであろう。同代表は、ソヴイエト代表が考えるような種類の活動は、ILOが最もよく行いうるであろうと述べた。

150　数人の委員達は、事務総長提出の覚書（E／CN．6／340）の第8、9、10節に含まれている提案に全面的に賛成すると述べた。しかし、アメリカ合衆国の代表は、ILOの同一労働同一賃金に関する経過報告書は毎年続けられるべきであると述べた。ILO代表は委員会に、この問題を今決めるべきではない、何故ならばこの主題に関する報告書が第14回会議のために作成される予定であり、国際労働事務局は将来、委員会に対して毎年報告する立場にないからと述べた。

151　イギリス代表は、新しい様式になつた「婦人の地位に関するニュースレター」に対し感謝の意を表して、委員達は役に立ちそうな情報をすべて事務局に提供するよう提案した。

152　次の事業計画が第309次会議において満場一致で採択された。

I　優先的継続事業

(a)　婦人の政治的権利　(i)婦人の選挙権および被選挙権に関する綜合的覚書（E／3228．第30節決議1(XIII)A），

(ii)信託統治地域における婦人の地位に関する報告（E／CN．6／340　第9節）．

(iii)非自治領における婦人の地位に関する報告（E／CN．6／340　第9節）

(b)　人権の分野における助言サーヴイス：事務総長の経過報告（総会決議926（X））

(c)　同一労働同一賃金：同一価値労働に対する同一の報酬に関するILO条約（第100号）の署名および批准を含めて、諸国政府の同一労働同一賃金原則実行状況に関する国際労働事務局の報告

(d)　私法上の婦人の地位：家族法および婦人の財産権に関する法律と実際の状況についての追加報告（経済社会理事会決議547F（XVIII））

(e)　結婚婦人の国籍：結婚婦人の国籍に影響を与えた最近の立法の変化に関する情報を含む事務総長追加報告（E／2850　第182節）

(f)　「年2回の婦人の地位に関するニュースレター」（E／1712　第93節；E／3228　第151節）

II　優先的特別計画

(a)　婦人の政治的権利：婦人の公職および公的活動の機会に関する事務総長報告（E／

3096、第26および172節）

(b) 人権の分野における助言サーヴイス：1959年5月ボゴタで開かれたセミナーの報告（E／3228 第30節決議1（XⅢ）B）

(c) 私法上の婦人の地位：(i) 結婚年令、当事者の自由意志に基く結婚の承諾および結婚の登録についての質問書（E／3096 第56節；経済社会理事会680B（XXVI）に関して、加盟各国政府と非政府団体の行つた回答に基く事務総長報告。

(ii) 結婚年令、当事者の自由意志に基く結婚の承諾、結婚の義務登録別に関する条約案を含む事務総長報告（E／3096 第56節およびE／3228第49節決議3（XⅢ）

(d) 婦人の教育の機会：婦人の学校外教育の機会に関するユネスコの報告（E／3096 第30、42、172節）

(e) 婦人の経済的機会：婦人に適用される税法に関して第13回婦人の地位委員会のために作成された報告書の審議（E／3228 第69節）

(f) 同一労働同一賃金：同一労働同一賃金に関するパンフレットの発行（E／3228 第83節決議5（XⅢ））

Ⅲ 第15回会議のための非優先的特別計画

(a) 婦人の教育の機会：婦人の教職につく機会の追加報告（E／3228 第96節決議6（XⅢ）

(b) 婦人の経済的機会：婦人の職業進出状況に関し専門機関と協力して作成する事務総長報告（経済社会理事会決議652E（XXIV）およびE／3228 第108節決議7（XⅢ）

(c) 婦人の経済的権利：雇用と職業に関する差別待遇についてのILO条約（第111号）の適用状況についての国際労働局報告（経済社会理事会決議625BⅡ（XXⅡ）；E／3096 第169節）

(d) 結婚婦人の国籍：結婚婦人の国籍に関する条約の概略と註釈を述べ、この問題に関する前の出版物中の資料を更新した、「結婚婦人の国籍」の出版（E／3228 第60節決議4（XⅢ）

第16章　報告書の採択

153 婦人の地位委員会は第310次会議において、経済社会理事会に対する委員会第13回会議報告書を満場一致で採択した。

第17章　経済社会理事会に採択を求める決議案

A

委員会の報告

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会（第13会期）の報告書（E／3228）に注目する。

B

私法上の婦人の地位

結婚の年令、自由意志による承諾および結婚の登録 14

経済社会理事会は

結婚の最低年令、結婚の当事者双方の自由意志による承諾の必要および結婚の登録の義務制に関する1958年7月10日の決議第680B（XXVI）を想起し

1. 国連の主唱により、国際的手段をもつてこれらの分野における望ましい標準を規定することが適当であると考え、

2. 事務総長に対し、第14回婦人の地位委員会に上記三点に関する条約案を作成するよう要求する。

C

結婚婦人の国籍 15

経済社会理事会は

総会が1957年1月29日の決議1040（XI）によつて結婚婦人の国籍に関する条約を採択し、同条約が1959年3月6日までに27カ国によつて署名、批准又は加盟されていることに注目し

事務総長が第9回婦人の地位委員会のために作成した結婚婦人の国籍に関する印刷物 16

が事実上なくなったことに注目し、

又、その後事務総長が、婦人の地位委員会に提出するため毎年作成している報告書に結婚婦人の国籍に関係ある立法の変化その他貴重な資料を含んでいることに注目し

条約の歴史とその条文の簡潔で客観的な注釈を印刷物にして、婦人の参政権に関する条約についてのパンフレット[17] が成功したように、一般に提供するべきであると信じ

事務総長に対し、結婚婦人の国籍に関する条約についての冊子をなるべく早く発行し、その中には、条約の歴史とその条約の注釈および第9回婦人の地位委員会に提出されたものとそれに続いて出された報告書に含まれている資料を更新して入れるように要求する。

D

同一労働同一賃金[18]

経済社会理事会は

婦人の地位委員会が、事務総長とILOの協力によって作成された同一労働同一賃金のパンフレット案[19] を国連により販売印刷物として発行するべしという勧告をしていることに注目し

この分野における進歩がこの印刷物によって刺戟されることを信じ

事務総長に対し、この印刷物をできるだけ早く発行するよう要求する。

E

婦人の教育の機会

婦人の教職に対する機会[20]

経済社会理事会は、

第13回婦人の地位委員会における討論中に、国連教育科学文化機関が作成した婦人の教職に対する機会に関する報告書[21] について述べられた意見に注目し、

1. 諸国政府に対し、1954年7月12日の決議547K XVIIIおよび1955年8月3日の決議587G XXに注目せしめ

2. 国連教育科学文化機関に対し、第15回婦人の地位委員会のために、加盟諸国その他権威あるところから得た資料に基き、且つ、第13回婦人の地位委員会における論議および1958年10月ジュネーブでILO事務局により催された教員問題専門家会議の報告書に基く進展を参照して、婦人の教職に就く機会に関するその後の報告書を作成す

るよう要請する。

F

婦人の経済的機会

退職年令と年金受給権[22]

経済社会理事会は

婦人労働者はその労働条件を男子労働者のそれと平等になされるべきであるとの原則を認め

1. 国連の全加盟国および専門機関の加盟国に対し、適当な方法をもつて、年金体系について平等な取扱いをし、又、任意又は強制の退職年令や年金受給年令は、男女労働者に同じであるべしとする原則を実行するよう勧告する。

2. 諮問的地位にある非政府団体に対し、婦人労働者の退職年令や年金受給権に関する平等実現のための努力を続けるよう奨励する。

附　　　録

附　録　1

第１３回婦人の地位委員会のために準備された文書の一覧表

A／3889	婦人の政治的権利に関する諸国憲法、選挙法およびその他の法的措置：事務総長覚書
E／CN6／185／Add.16	家族法における婦人の地位：事務総長報告
E／CN6／208／Add.4	財産権における婦人の地位：事務総長報告
E／CN6／254／Add.5	結婚婦人の国籍：事務総長覚書
E／CN6／335	結婚の承諾、結婚年令および結婚の登録について事務総長が作成した質問書
E／CN6／336	退職年令および年金受給権：事務総長覚書
E／CN6／337およびAdd.1	委員会第１３会期の仮議題
E／CN6／337Rev.1	委員会が採択した議事日程
E／CN6／338	信託統治地域における婦人の地位に関する情報：事務総長報告
E／CN6／339	非自治領における婦人の地位に関する情報：事務総長報告
E／CN6／340	事業計画の検討と優先審議項目の設定：文書の統制と制限：事務総長覚書
E／CN6／341	同一労働同一賃金：パンフレット案を提出する国際労働局と国連事務総長の報告
E／CN6／342	婦人の教育の機会：１９５７－１９５８年および１９５９－１９６０年における婦人教育の分野におけるユネスコ活動についてユネスコの報告
E／CN6／343およびAdd.1-3	婦人の職業的進出状況：婦人の建築、エンジニアおよび法律家の職業に関する訓練と雇用の機会：事務総長報告
E／CN6／344およびAdd1-2	婦人に適用される税法：ハーバート大学国際税法講師・国連事務局顧問オリバー・オールドマン氏作成
E／CN6／345	婦人の教職に就く機会：ユネスコが世界教職員団体連合会と協力して作成
E／CN6／346およびAdd.1 E／CN4／775およびAdd.1	人権の分野における助言サーヴイス：事務総長報告

E／CN6／347	人権委員会の通信に関する分科委員会の報告について婦人の地位委員会の注意を喚起する：事務総長覚書
E／CN6／348－E／CN／4／787	事業計画の検討と優先審議項目の設定：文書の統制と制限：人権および婦人の地位の問題に関する国連事業の経過と見通しについて事務総長の説明
E／CN6／349	全アメリカ婦人委員会の報告
E／CN6／CR.12	通信の非秘密表
E／CN6／L.273	事業計画の検討と優先審議項目の設定：事務総長が第１２回および第１３回婦人の地位委員会の行った決定に基き優先順位を提案する参考資料
E／CN6／NGO／59	婦人の経済的機会：国際社会民主々義婦人協議会の意見
E／CN6／NGO／60	婦人の経済的機会：国際婦人協議会の意見
E／CN6／NGO／61	婦人の経済的機会：国際婦人団体連絡委員会の意見
E／CN6／NGO／62	私法上の婦人の地位：国際婦人団体連絡委員会の意見
E／CN6／NGO／63	婦人の教育の機会：国際大学婦人連盟の意見
E／CN6／NGO／64	私法上の婦人の地位：聖ジョン国際社会政治連盟の意見
E／CN6／NGO／65	婦人の経済的機会：聖ジョン国際社会政治連盟の意見
E／CN6／NGO／66	婦人の経済的機会：国際大学婦人連盟の意見
E／CN6／NGO／67	私法上の婦人の地位：汎太平洋東南アジア婦人協会の意見
E／CN6／NGO／68	婦人の教育の機会：世界カトリック婦人団体連盟の意見
E／CN6／NGO／69	同一労働同一賃金：国際機会均等協会の意見
E／CN6／NGO／70	婦人の教育の機会：国際婦人同盟の意見
E／CN6／NGO／71	婦人の政治的権利：国際婦人同盟の意見

附　録　Ⅱ

婦人の地位委員会が第１３回会議においてとりあつかった決定についての財政関係の説明

1.　第１３回会議において、婦人の地位委員会は、実行について余分の予算支出を伴うような提案に関して事務総長が行った財政関係の説明に注目した。婦人の地位委員会が採択した提

案に関するこれら説明の要約は以下の通りである。

結婚婦人の国籍[a]

2. 結婚婦人の国籍に関する条約についての約125ページから成る印刷物を1960年に発行するには大体(英語、フランス語およびスペイン語版)3400ドルの費用が必要と見積られるが、販売によって或程度の収入が期待されよう、翻訳のための費用は2250ドルが見積られる。

同一労働同一賃金[b]

3. 同一労働同一賃金について約80ページの印刷物を1960年に発行するには、(英語、フランス語およびスペイン語版)2,300ドルが見積られるが販売によって或程度の収入が期待されよう。

4. これらの追加支出は、事務総長が第14回総会に対し、1960年予算の最初の見積の修正を提出する際に考慮されるべきである。

第14回婦人の地位委員会の開催場所[c]

5. ブエノスアイレスで第14回婦人の地位委員会(1960年)を開催するために、余計にかかる費用は、総会決議1202(XII)に従い、すべてアルゼンチン政府が負担する。同決議によって要求されている通り、事務総長は、追加費用の性質と範囲につき、アルゼンチン政府と協議する。事務総長は、第28回経済社会理事会に、詳細な財政的説明を行う。

注 1 経済社会理事会決議48(IV)B.第7節による。

2. 第13回総会公式記録、議事日程第13項を参照 A/4095 第30節

3. 第23回信託統治理事会公式記録補遺No.2. T/1426およびAdd.1

4. 国連発行物販売番号:58 XVII 5.

5. 第26回信託統治理事会公式記録補遺No.7. 第4章56節および第16章、決議案B1を参照

6. 同 上

7. 国連発行物販売番号 1955 IV 1.

9. 国連発行物販売番号 1957 IV 8.

10. 国際労働局、オフイシヤルブレテイン第34巻 No.1(1951)9ページおよび14ページ

11. 同上、XL1 51巻 No.2(1958)72ページおよび76ページ

12. 国連発行物販売番号 59 IV 1.

13. 国際労働局 オフイシヤルブレテイン 第XL1巻 No.2(1958)72ページ

14. 第41-49節を参照

15. 第55-60節を参照

16. 国連発行物販売番号 1955 IV 1.

17. 国連発行物販売番号 1955 IV 17.

18 第78-83節参照

19 E/CN 6/341

20 第87-96節参照

21. E/CN 6/345

22. 第110-118節参照

a 第56節参照

b 第80節参照

c 第146節参照

国連婦人の地位委員会
第十三回会議報告書

昭和34年10月発行

発行所 労働省婦人少年局
印刷所 東京都文京区富坂町1の1
株式会社 華欽商会
電(92) 8302 7439